

御即位日 十五日庚子 廿日乙巳

女叙位日 廿二日丁未 廿七日壬子○節

〔勘仲記〕弘安十一年二月十九日甲戌

陰陽寮

擇申可被告御即位由於伊勢大神宮日時

今月廿七日壬午 時午三點

弘安十一年二月十九日○連署人名今略

陰陽寮

擇申可被行奉幣伊勢大神宮大祓日時

今月廿七日壬午 時辰一點

弘安十一年二月十九日○連署人名今略

〔御昇壇記〕一寶永七年十一月三日巳刻御即位日時定并可發遣奉幣大神宮日時定

上卿櫛笥大納言 奉行甘露寺頭左中辨 官方日野權右少辨 勘文土御門陰陽頭○中略

擇申可有御即位日時

今月十一日辛丑 時巳

寶永七年十一月三日

陰陽頭安倍朝臣泰連

定擬侍從以下  
職掌

〔代始和抄〕御即位事

擬侍從の事は、上卿例文硯等をめして、參議をしてこれを書しむ侍從といふは、天子の左右に侍て、拾遺補闕をつかさどるの職也、もとよりその職ありといへども、即位の時は、その一日爰かるべき人をえらびて、その代とするによりて擬侍從とは名付るなり、左右におのゝ二人あり、一人は三位、一人は四位の人を用ふ、或は親王をもて、三位の侍從に用ふる事も有しなり、又左右少